

## はじめてのがん検診事業に係るヘリコバクター・ピロリ菌検査業務仕様書

### 1 業務概要

京都府内の高等学校（支援学校を含む。以下「学校」という。）の生徒を対象に次の検査及びそれに係る業務を実施する。

- (1) 尿中ヘリコバクター・ピロリ抗体検査
- (2) 便中ヘリコバクター・ピロリ抗原検査
- (3) 上記検査にかかる業務

### 2 予定数量

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 尿中ヘリコバクター・ピロリ抗体検査 | 5, 0 0 0 件 |
| (2) 便中ヘリコバクター・ピロリ抗原検査 | 1 5 0 件    |
| (3) 実施校数              | 3 4 校      |

#### 【参考】実施予定（尿中検査）

京都市域	2,600 件	山城地域	750 件		
南丹地域	250 件	中丹地域	1,150 件	丹後地域	250 件

### 3 業務の詳細

#### (1) 尿中ヘリコバクター・ピロリ抗体検査

ア 実施を希望する学校から直接提出がある名簿をもとに必要な数の検査キットを作成し、提供すること。

イ 検査キットには下記を必ず含めること。

- ・ 学校から提出があった名簿をもとに検体を区別するためのシール
- ・ 尿を採取するためのカップ
- ・ 尿を保存するための容器
- ・ 遮光袋

ウ 検査結果については、任意の様式により健康対策課及び学校に対して通知すること。

#### (2) 便中ヘリコバクター・ピロリ抗原検査

ア (1) の検査陽性者に対して、実施すること。

イ 対象者がいる学校に対し、必要数の検査キットを作成し、提供すること。

ウ 検査キットには下記を必ず含めること。

- ・ (1) の検査陽性者の名簿をもとに検体を区別するためのシール
- ・ 便を採取・保存するための容器
- ・ 遮光袋

エ 検査結果については、任意の様式により健康対策課及び学校に対して通知すること。

#### (3) 検査にかかる事務

ア 検体については、必ず学校に回収に行くこと。

- イ 検査結果については、学校あてに郵送または持参で報告すること。
- ウ 学校側の事務について記載したマニュアル等を作成し、電子データで学校に配布すること。また、適宜学校側の担当者に対し、説明を行うこと。
- エ 生徒及び保護者向けのヘリコバクター・ピロリ及び本検査に関する説明資料を作成し、実施数に応じて学校に配布すること。
- オ その他必要とされる事務

#### 4 業務完了報告書等

業務を完了したときは、直ちに実施結果を記載した書類を添えて業務完了報告書を提出すること。

#### 5 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、京都府と常に連携を図ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、京都府と協議して対応すること。
- (3) 委託金については業務実績に応じて支払うこととする。